



京都マラソン2017

プロパティ(シンボルマーク・ロゴタイプ等)
の使用承認基準と承認手続きについて

平成28年9月改訂

京都マラソンライセンス事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4-10-19

OPS 西天満ビル3F

天創堂株式会社 内

【はじめに】

京都市、一般財団法人京都陸上競技協会の主催により「京都マラソン2017」(英文名: KYOTO MARATHON 2017) (以下、「本大会」と表記)が2017年2月19日(日)に開催されます。

この「京都マラソンプロパティ(シンボルマーク・ロゴタイプ等)の使用承認基準と承認手続きについて」(以下、「本書」と表記)では、本大会の表象として使用される「シンボルマーク・ロゴタイプ・スローガン等」(以下、「プロパティ」と表記)の使用承認にあたっての基準や使用方法についての規定、使用承認の手続き方法などについてご案内いたします。

プロパティに係わる知的財産権は主催者に保有されており、厳重に保護されています。万一、プロパティを不正にご使用になった場合には、損害賠償請求等の法的措置がとられる場合がありますので、十分にご注意ください。

なお、プロパティに係わる知的財産権は、京都市及び京都マラソン実行委員会(以下、「実行委員会」と表記)が管理しております。

【使用承認申請の手続きについて】

プロパティをご使用いただく際は、本書の規定に従い、京都マラソンライセンス事務局(以下、「ライセンス事務局」と表記)に必ず使用承認申請を行っていただく必要があります。プロパティを含む使用案、デザイン案等の必要資料を制作開始前にライセンス事務局まで電子メールにて提出してください。使用承認申請の受理後、承認、不承認についてライセンス事務局から連絡します。

【「京都マラソン」商標について】

「京都マラソン」は、商標登録番号 第5397201号、第5533504号で登録保全されている登録商標です。実行委員会の許可なく京都マラソンのプロパティや名称を商業的に利用することはできません。

1. 使用承認審査について

プロパティ使用に関する申請については、実行委員会およびライセンス事務局にて本大会の趣旨と公平性との整合性等の観点から審査いたします。

尚、申請内容が以下の各号のいずれかに該当する場合は承認されません。

- 1) 本大会の発展、成功に資すると認められない場合
- 2) 本大会の品位を毀損、又は正しい理解の妨げとなる可能性がある場合
- 3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される可能性がある場合
- 4) 大会共催者および大会協賛スポンサーの協賛カテゴリー、協賛アイテムと競合する可能性がある場合
- 5) 大会共催者および大会協賛スポンサー以外の特定の個人、団体等の売名に利用される可能性がある場合
- 6) 不当な利益をあげるために利用される可能性がある場合
- 7) プロパティをライセンス事務局作成の「ライセンス使用プロパティマニュアル」(以下、「マニュアル」と表記)の規定に従わず使用する可能性がある場合
- 8) 品質(表示内容を含む)、性能等に関し、実行委員会およびライセンス事務局が求める水準を満たす品質、客観的な効能等が認められないと判断される場合
- 9) 企画内容やデザイン表現の方法等について実行委員会およびライセンス事務局がプロパティ使用にあたり不適切と認める場合
- 10) 使用目的、商品の販売ルートや景品・広告等の頒布先、提出先が明らかでない場合
- 11) 法令や公序良俗に反する可能性がある場合
- 12) その他、実行委員会およびライセンス事務局がプロパティ使用にあたり不適切と認める場合

2. 使用可能なプロパティについて






使用可能なプロパティは、4 ページに記載の「無償および有償で使用可能なプロパティ一覧(デザインエレメント一覧)」の表の通りです。

また、プロパティの使用方法の詳細につきましては、別途「プロパティ使用マニュアル」(以下、「マニュアル」と表記)に規定しております。マニュアルには、プロパティを使用する際の態様や製品化する場合の注意事項が記載されています。

マニュアルはプロパティ使用が承認された場合に、必要に応じて、ライセンス事務局より支給されます。

●無償および有償で使用可能なプロパティエレメント一覧（デザインエレメント一覧）

●プロパティエレメント

<p>ロゴタイプ 年号 20xx は 毎年更新</p>	<p>英文① KYOTO MARATHON 2017</p> <p>英文② KYOTO MARATHON 2017</p> <p>和文① 京都マラソン2017</p> <p>和文② 京都マラソン 2017</p>
<p>略称ロゴタイプ</p>	<p>英文① KYOTO MARATHON</p> <p>英文② KYOTO MARATHON</p> <p>和文 京都マラソン</p>
<p>シンボルマーク</p>	
<p>公式セットマーク</p>	<p>英文（タテ組）</p>  <p>和文（タテ組）</p>  <p>英文（ヨコ組）</p>  <p>和文（ヨコ組）</p>  <p>※公式セットマークは枠線をはずして使用することはできません。</p>

3. 無償および有償の基準について

プロパティの使用を承認する場合の無償および有償の基準は次の通りとします。

(1) 無償となる場合

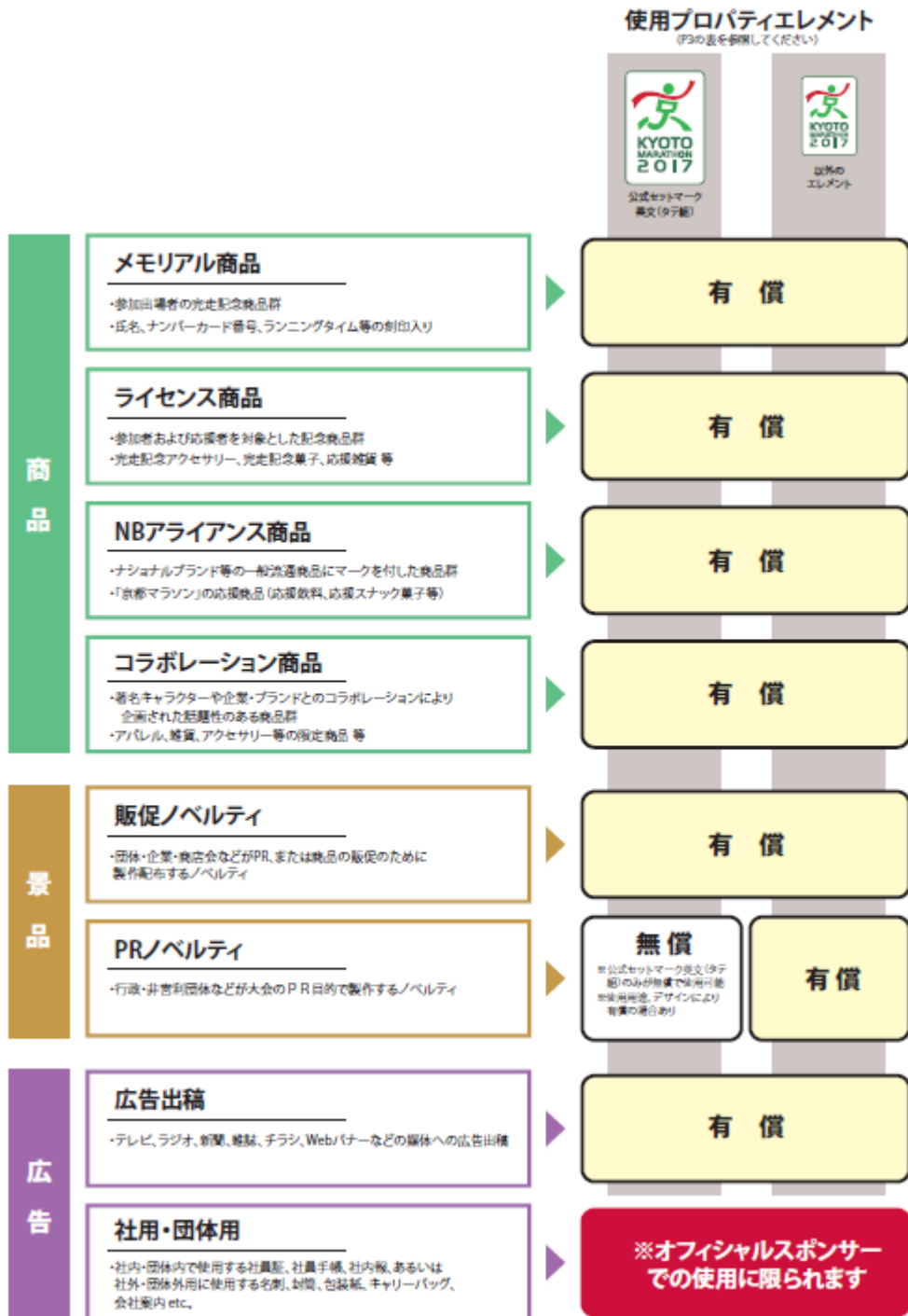
- ① 大会共催者および大会協賛スポンサーの協賛カテゴリー、協賛アイテムの商品、サービス（役務）、景品での使用であると実行委員会が認める場合
- ② 国、地方自治体、学校法人および公益法人等が非営利事業に使用する場合
- ③ 新聞、雑誌、テレビ等各種報道機関・媒体が報道目的で使用する場合
- ④ その他、無償とすることが適切であると実行委員会およびライセンス事務局が認める場合

(2) 有償となる場合

- ① 大会共催者および大会協賛スポンサーであっても、協賛カテゴリー、協賛アイテ

- ム以外の商品、サービス（役務）、景品での使用であると認められる場合
- ② 商品およびその他パッケージに使用し、それによって申請者が収益を得る場合
 - ③ リース、レンタル、またはサービス等の提供によって申請者が収益を得る場合
 - ④ 企業活動に使用する場合
 - ⑤ 景品等に使用する場合
 - ⑥ 広告等（チラシ配布を含む）に使用する場合
 - ⑦ その他、有償とすることが適切であると実行委員会およびライセンス事務局が認める場合

●プロパティを使用する際の無償・有償の区分表



4. 無償使用の承認手続きについて

「無償となる場合」(4ページ「3. 無償および有償の基準について」参照)に該当する企業・団体等がPR・広報等にプロパティを使用しようとする場合、以下の手順に従ってプロパティの使用承認申請の手続きを行ってください。

なお、申請に要する費用等について、実行委員会およびライセンス事務局は一切負担いたしません。

また、提出を受けた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

申請および承認の手順

① 申請書類をライセンス事務局に提出

「プロパティ無償使用承認申請書」に必要事項を記入し、ライセンス事務局に提出してください。

※企業、団体等の概要書を必ず添付してください。

※「プロパティ無償使用承認申請書」に必要事項を書ききれない場合は、別途申請内容がわかる資料を添付してください。

※使用媒体が複数ある場合は、媒体毎に「プロパティ無償使用承認申請書」を提出してください。

② 使用承認審査（無償使用）

ライセンス事務局にて受け付けた申請を実行委員会にて審査いたします。

※申請受理後、14営業日を目安に審査結果をライセンス事務局よりご連絡いたします。

※実行委員会およびライセンス事務局の審査結果が不承認であった場合、「プロパティ無償使用不承認通知書」の交付をもって、その連絡とさせていただきます。

③ 使用プロパティのデータ支給

使用承認審査で承認をされた企業・団体等には、使用予定のプロパティのデータをライセンス事務局より支給します。

④ デザイン確認

上記③のデータによって作成されたデザイン案、使用案等の資料をライセンス事務局に提出してください。デザイン案が適切であるかどうかの確認を行います。

※修正を求められた場合は、修正後のデザイン案を再度提出してください。

⑤ デザイン確認の連絡

上記④で提出されたデザイン案を確認後、使用の可否につきライセンス事務局より連絡いたします。

⑥ 完成見本を提出

プロパティを使用した広告等の完成見本は、完成後、すみやかにライセンス事務局に提出してください。但し、完成見本の提出が困難な場合については、実行委員会の事前の承認があった場合に限り、その写真等の提出をもって代えることができます。

※申請内容(申請者・使用目的・使用方法等)によっては、申請手続きに事務手数料(¥10,800:税込)をお支払い頂く場合があります。

※大会共催者・協賛企業・団体様がプロパティを使用して商品化をされる場合、「無償使用申請」の承認案件であっても、ライセンスマーク(マニュアルに詳細を記載)を商品または景品(あるいは下札、包装資材など)の一つずつに印字、印刷して頂く必要がありますので、ご注意ください。

5. 有償使用承認の手続きについて

「有償となる場合」(4ページ「3. 無償および有償の基準について参照)に該当する場合、以下の手順に従って使用承認申請の手続きを行ってください。

※尚、デザイン、試作品、完成品制作、品質検査等に要する費用等について、実行委員会およびライセンス事務局は一切負担いたしません。

有償使用の申請および承認の手順

① ライセンス事務局に相談

「京都マラソンオフィシャルグッズ商品化相談書」に必要事項を記入し、ライセンス事務局に相談してください。

② 申請書類をライセンス事務局に提出

(ア) ライセンス事務局所定の「プロパティ商品化権使用申請書」

※「プロパティ商品化権使用申請書」に必要事項を書ききれない場合は、申請内容がわかる補足資料を別途添付して提出してください。

(イ) プロパティの使用態様および企画内容がわかる資料

ライセンス事務局所定の「デザインシート」に必要事項を記入し、提出してください。

(ウ) 企業、団体等の概要書(パンフレット等でも可)

(エ) 直近2年間の決算書(もしくはそれに類する決算内容がわかるものの写し)

※提出を受けた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

(オ) PL(製造物責任)保険の加入証書の写し

③ 使用承認審査(有償使用)

ライセンス事務局にて受け付けた上記申請を、実行委員会にて審査いたします。

※実行委員会の審査結果が不承認であった場合、「プロパティ有償使用不承認通知書」の交付をもって、その連絡とさせていただきます。

④ 「有償使用承認通知書」および「プロパティマニュアル」の交付

使用承認をされた企業・団体等には、マニュアルを交付します。

⑤ デザイン確認

マニュアルに沿って作成されたデザイン案をライセンス事務局へ提出してください。デザインが適切であるかどうかの確認を行います。

※修正を求められた場合は、修正後のデザインを再度提出してください。

⑥ 試作品確認(環境配慮面のチェックを含む)

(ア) 試作品をライセンス事務局に提出してください。

(イ) 試作品が適切であるかどうか、デザイン面と環境配慮面から確認します。

※試作品の修正を求められた場合は、修正後の試作品を再度提出してください。

(ウ) 品質検査結果のコピーをライセンス事務局に提出してください。

品質検査の結果確認を行います。

※品質検査結果に問題があると認められた場合、企画仕様を修正後再検査の上、検査結果のコピーを再度提出してください。

⑦ 京都マラソンマーク等使用権再許諾契約書」の締結

「京都マラソンマーク等使用権再許諾契約書」(以下「契約書」と表記)の締結をもって、当該企業・団体等は正式にサブライセンシーとして認定されるものとします。

- ⑧ ライセンス使用料の支払い
契約書に記載されているライセンス使用料を契約締結後2週間以内にライセンス事務局指定の銀行口座に振込してください。
- ⑨ ライセンスマークの印刷・印字
使用承認された商品および景品（あるいは下札、包装資材など）の一つずつにライセンスマーク（マニュアルに詳細を記載）を必ず印字、印刷してください。
- ⑩ 完成品
完成品をライセンス事務局に送付、提出してください。完成品が適切であるかどうかの確認を行います。
※修正を求められた場合は、修正後の完成品を再度提出してください。

以上